

成候に付、肝をつぶし平伏被致候處に、權現様被仰候は、重而相撲を取候節は、疊を裏返して取たるがよきぞ、福阿彌が見候ば、疊の縁りが損じ候とて、腹をたつべきぞと有迄にて、御呵の上意とては無之候得共、諸番頭中、右之次第を聞被及、其後座敷相撲停止に被申渡候と也。

〔内安録〕二今の女御入内○嘉永元年十月十五日前日、安房守月番にて、大奥より申、口の疊不足を申出、御圍

の内を先立相廻し、此頃出來榮見分も相すみ、御疊の不足と申事は有之間敷、能々先例相糺たる所、前新朔平門院、前新皇嘉門院、入内にも申、口の疊不足にて、前日に至り、俄に疊相廻したる書記有之、扱々不思議なること、尙先例糺見れば、今の女御御殿は、寛政度の御造營の時、前清和院中宮にて被爲在候故に、申、口に疊なし、申、口に天井なし、疊なしは、禁中と中宮御所に限たることに、女御の内は、申、口といふ名目無之、御張付の形にて、梅竹の間と唱へ、疊敷詰並之御座敷なり、是實のよし、是は負たり、

〔鈴鹿家記〕應永元甲戌年十二月

一三日乙巳、御元服ノ用意○中、疊屋五郎兵衛ニ、廣間書院ノ表替十五日ノス、拂ニカエ可申由

申渡ス、近江表ノ上ニ、

一十三日乙卯、近江表、五郎兵衛御本所エ爲持、筑前○大角、兩人吟味仕、上々表一帖ニ付、一升五合

宛ニキワムル、

二十五日丁巳、御煤取卯ノ中刻ニ御本所エ出ル、禰宜神人十六人、檀所掃部朝晝夕御本所御振舞、廣間表替書院表カエ疊敷廿八帖、

〔梵舞日記〕慶長三年十月二日、數寄屋疊面替、粟田口在所又太郎申付了、七年八月十日、寶殿疊作料申付、十一日、今日ヨリ寶殿之疊、神供所廿一疊、丹波ヲモテ替了、在所藤兵衛子申付、作料疊ニ付、一升三合申定、飯料別ニ遣也、次粟田口又太郎ニ寶殿申付、一疊ニ付、四升申定、コレハ飯料カケ